

	質問事項	回答
Q1	同じ建物内・同じフロアで複数のサービスを行っている。サービスごとに申請はできる	サービスごとに申請可能です。ただし、留意事項にあるとおり介護サービス、介護予防サービス、総合事業で同種のサービスを実施している場合は、1つの事業所とします。（例）訪問介護と訪問型サービスのサービスを実施している場合、訪問介護1事業所分申請可能
Q2	同じ事業者番号で複数サービスを登録している。サービスごとに申請はできるか？	1のとおり
Q3	訪問看護は申請対象外となるか？	対象外です。医療分野については、医療政策課で実施予定の同目的の補助制度を活用してください。
Q4	介護予防支援事業は申請対象外となるか？	介護予防支援事業（地域包括支援センター）は対象外です。
Q5	対象期間や対象経費が重複する他の支援金をすでに申請している。 すでに受け取った他の補助金の金額との差額を受取ることはできるか？ または、すでに受け取った他の支援金を返金し、こちらの支援金を申請できるか？	補助対象経費を重複して他の補助金を申請することは認められません。 他の補助制度の取下げ等の可否については、申請先へご確認ください。 ※物価高騰対策については、全国統一的な対応ではなく、各自治体の判断で実施されているため、御了承いただきたい。
Q6	事業所ではなく法人として他の補助金を受け取った場合、対象外となるか？	栃木市の補助対象を確認してください。 栃木市内にある事業所の光熱費等を対象として補助金を支給する場合、対象経費が重複しているため本補助金への申請はできません。

	質問事項	回答
Q7	口座名義は法人名でなくてもよいのか？	例えば、〇〇法人●●事業所という名義であれば、〇〇法人であることが分かりますので問題ありませんが、●●事業所のみ名義の場合は、支払先の誤り防止のため、委任状を提出するよう依頼することが望ましいです。
Q8	光熱費を老人ホーム等利用者から公益費として徴収している場合、申立事項の1つである光熱費を法人で負担しているという要件を満たすのか？	サービス種別が不明なため明確には回答しかねますが、特別養護老人ホームを例に挙げた場合、居室料として部屋代と光熱水費を徴収していますが、国の設定している基準が高騰前のものであり、施設が対応に苦慮しているため今回の助成制度実施となったところです。
Q9	支援金交付まで事業が継続できるか不明な場合でも申請可能か？	1月に交付決定を予定していますが、交付決定前までに廃止する場合は対象となりません。
Q10	障害福祉サービスは対象となるか？	障害分野は、障害福祉課が実施する助成制度を活用してください。
Q11	同一建物の光熱費高騰分が県及び市町の補助金額の合計を上回っている場合、県及び市町の両方から補助を受けることは可能か？ (例) 特別養護老人ホームで光熱費100万円高騰。県助成額30万円。市町助成額30万円の場合	地方創生臨時交付金を財源としているため、原則、県補助金の対象経費と重複して他の補助金の申請はできません。 本件の場合、対象経費を明確に区分することは困難と史料されますので、県又は市町いずれかの申請となります。 ただし、市町によっては県補助金への上乗せ補助として制度設計している可能性がありますので、その場合は市町へお問い合わせください。

	質問事項	回答
Q12	市町によっては令和4年1月からの物価高騰に係る光熱費の助成を行っている。 令和4年1月～3月分の補助を市町から、令和4年4月以降分の補助を県から受けることは可能か？	県の補助対象経費は令和4年4月以降の光熱費高騰分であるため、明確に区分できるのであれば可能です。
Q13	同一建物で障害福祉サービス分の補助を受けた場合、当補助金の申請は可能か？	対象経費が重複しますので、いずれか一方の申請としてください。